

別紙

I.事業評価総括表(令和元年度)

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は 間接交付金事業者名	交付金事業に要 した費用(円)	交付金充当額(円)	備考
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	町道篠坂余川線法面修繕事業	鏡野町	21,450,000	9,000,000	

II. 事業評価個表 (令和元年度)

番号	措置名	交付金事業の名称	
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	町道篠坂余川線法面修繕事業	
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		鏡野町	
交付金事業実施場所		鏡野町富西谷	
交付金事業の概要	<p>町道篠坂余川線法面修繕工事を実施します。 (法面工 223㎡・落石防止網工 126㎡)</p> <p>町道篠坂余川線の法面(富西谷地区)は経年劣化により既存の法面吹付コンクリートが崩落し、落石の危険性が非常に高く、現在は通行止めの処置を行っています。 このため落石防止対策等を講じる必要があるため、法面修繕工事を実施します。</p>		
交付金事業に関する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標	<p>交付金事業に関する主要政策・施策 鏡野町第2次総合計画(平成28年度～平成37年度) 4 快適な生活環境の里づくり 4-8 道路網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優先順位の判断により町道の整備を推進するとともに、適切な維持管理を行います。</li> <li>・交通安全施設の整備を進めるとともに自然環境や景観に配慮した整備を推進します。</li> </ul>		
事業開始年度	令和元年度	事業終了(予定)年度	令和元年度
事業期間の設定理由			

交付金事業の成果目標 及び成果実績	成果目標	成果指標		単位	評価年度	令和2年度
	町道篠坂余川線 法面からの落石 等による事故件 数ゼロ件	町道篠坂余川線 法面落石事故数 (事業完了後2 カ月)	成果実績	件	0	
			目標値	件	0	
			達成度	%	100	
	評価年度の設定期理由					
	事業実施年度に工事を行うため、翌年度に評価を実施します。					
	交付金事業の定性的な成果及び評価等					
本交付金の活用により、町道篠坂余川線法面修繕工事（鏡野町富地区）を実施し、落石事故を防止することが出来ました。今後も、地元住民の安全確保を図っていきます。						
評価に係る第三者機関等の活用の有無						
無						
交付金事業の活動指標 及び活動実績	活動指標		単位	令和元年度	年度	年度
	年度内に工事を完了する (実施率)	活動実績	%	100		
		活動見込	%	100		
		達成度	%	100		
交付金事業の総事業費等	令和元年度	年度	年度	備考		
総事業費	21,450,000					
交付金充当額	9,000,000					
うち文部科学省分	0					
うち経済産業省分	9,000,000					
交付金事業の契約の概要						
	契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額		
	工事請負	指名競争入札	(株)河中建設	21,450,000		
交付金事業の担当課室	鏡野町建設課					
交付金事業の評価課室	鏡野町建設課					

- (備考)
- (1) 事業ごとに作成すること。
  - (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
  - (3) 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
  - (4) 交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている当該都道府県又は市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。
  - (5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
  - (6) 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。
  - (7) 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。  
なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。
  - (8) 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。  
なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。
  - (9) 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記(6)の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。
  - (10) 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。
  - (11) 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
  - (12) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。
  - (13) 交付金事業の担当課室の欄は、事業を実施した課室、交付金事業の評価課室の欄は、事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない。